

昭和村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

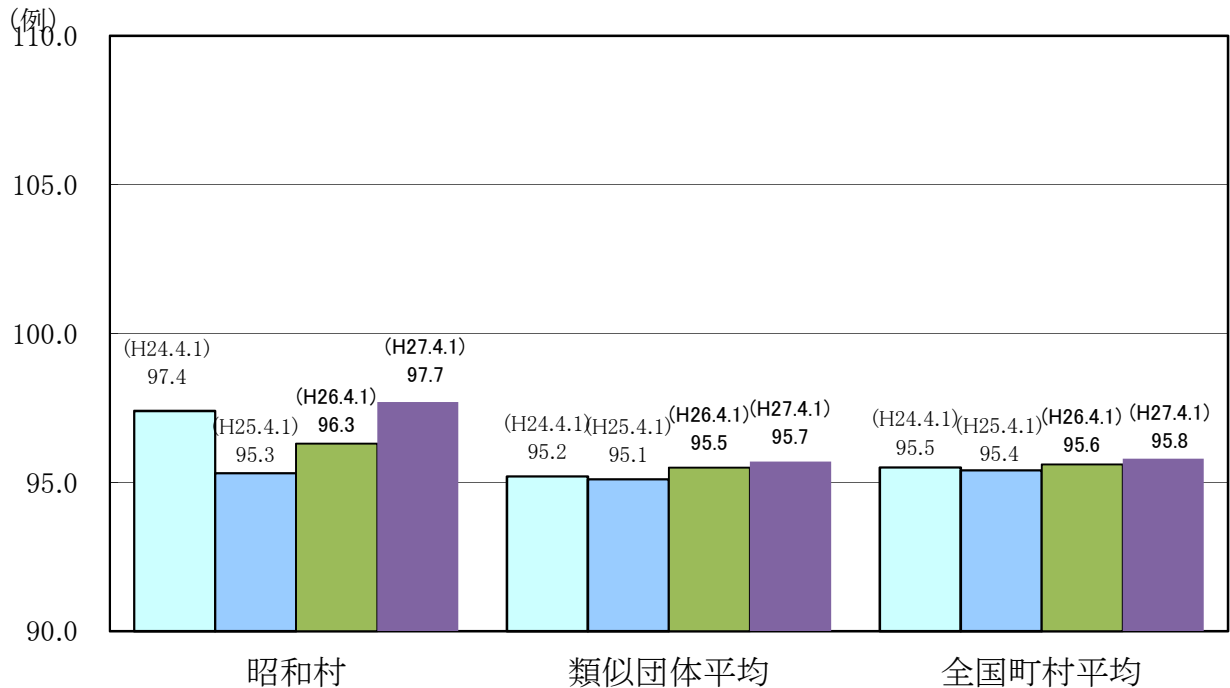
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 7,657	千円 4,310,462	千円 371,256	千円 711,314	% 16.5	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 80	千円 295,912	千円 47,828	千円 110,070	千円 453,810	千円 5,673	千円 5650

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

—

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国及び群馬県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%であり、昭和村では支給していない。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
昭和村の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和村	43.0 歳	323,900 円	377,631 円	360,812 円
群馬県	43.7 歳	344,600 円	414,934 円	375,254 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
昭和村	50.9 歳	7 人	323,400 円	353,171 円	341,857 円	—	—	—	—
うち用務員	48.5 歳	3 人	315,100 円	329,733 円	335,817 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.65
群馬県	50.9 歳	116 人	339,700 円	372,004 円	361,281 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	4 人	303,696 円	328,292 円	317,840 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
昭和村	—	—	—
うち用務員	5,340,096 円	2,774,400 円	1.92

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		昭和村	群馬県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	179,300 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	145,400 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	141,000 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

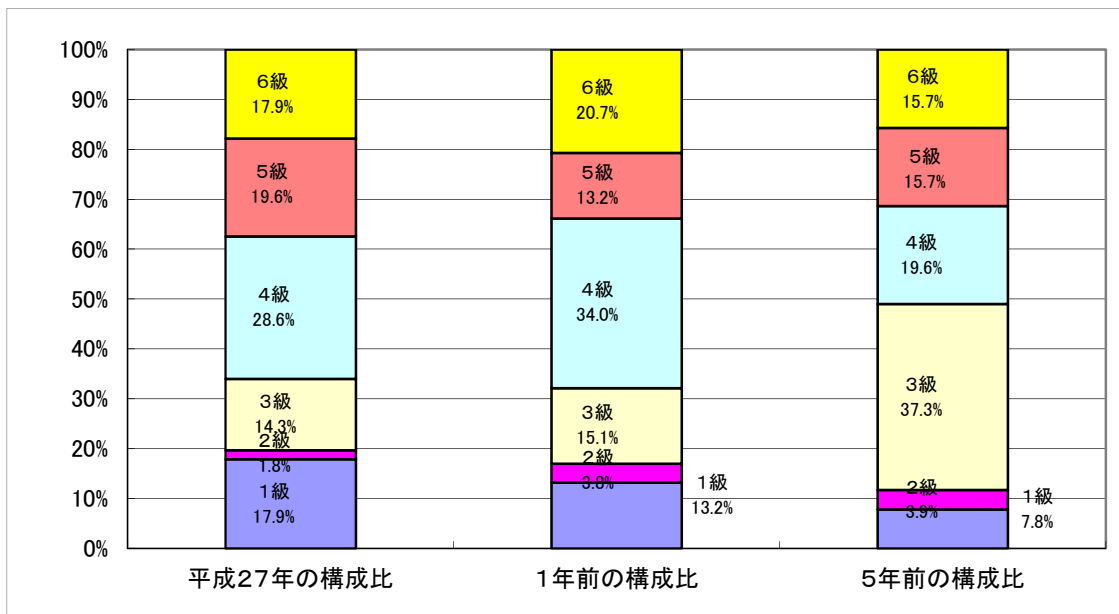
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,000 円	円	円	392,800 円
	高校卒	円	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長・参事	10人	17.9%	322,100円	422,600円
5級	課長補佐	11人	19.6%	290,700円	400,600円
4級	係長・主査	16人	28.6%	263,500円	388,300円
3級	主任	8人	14.3%	224,600円	354,700円
2級	主事	1人	1.8%	187,700円	308,000円
1級	主事・主事補	10人	17.9%	137,600円	244,900円

- (注) 1 昭和村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

原則一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭 和 村		群 馬 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,479 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,721 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

昭 和 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		2,709 千円	1人当たり平均支給額		19,386 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		503 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		503,208 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
横浜市	12 %	1 人	12 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		97.7 (97.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)			— %	
手当の種類(手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業職員	伝染病患者の救護、伝染病菌に対する防疫作業等	0 千円	日額350円
死体等処理作業に従事する職員に対する特殊勤務手当	死体等処理作業に従事する職員	死体等処理作業	0 千円	日額450円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	14,377 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	180 千円
支給実績(25年度決算)	12,443 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	166 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外 6,500円 (職員に配偶者がいない場合 1人目は11,000円) 3 特定期間の加算 1人につき月額5,000円	同	無	10,773 千円	262,756 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃の支払者に、家賃月額に応じて27,000円を限度に支給	同	無	1,014 千円	253,500 円
通勤手当	2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円	同	無	3,351 千円	54,934 円
管理職手当	定額 課長 51,800円 参事 46,900円 課長補佐 36,100円	異	支給額	11,135 千円	530,238 円
寒冷地手当	世帯区分 1 世帯主・扶養親族あり 17,800円 2 世帯主・扶養親族なし 10,200円 3 その他の職員 7,360円	同	無	4,684 千円	60,831 円
宿日直手当	宿直・日直 1回4,200円	同	無	1,991 千円	38,288 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	590,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円/ 363,200 円	
	副 村 長	(471,000 円)	672,100 円/ 405,600 円	
報 酬	議 長	248,000 円	364,000 円/ 220,000 円	
	副 議 長	(199,000 円)	285,000 円/ 172,000 円	
	議 員	(177,000 円)	263,000 円/ 143,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)		
	副市町村長	4.05 月分 (加算措置20%あり)		
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.05 月分 (加算措置20%あり)		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	給料月額×在職年数×520/100	12,272,000 円	任期満了時
	副 村 長	給料月額×在職年数×300/100	5,652,000 円	任期満了時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

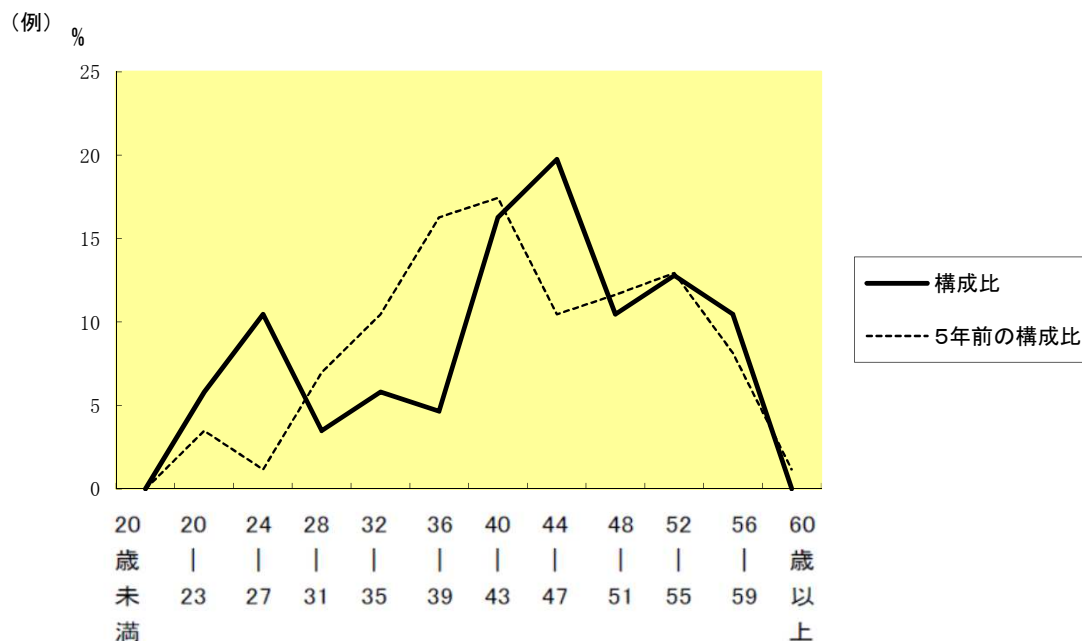
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		県派遣不補充による減 退職不補充による減
	総務	22	22		
	税務	6	5	-1	
	農林水産	8	8		
	農林水産	8	8		
一 般 行 政 部 門	土木	3	3		退職不補充による減
	民生	19	17	-2	
	衛生	6	6		
	計	66	63	-3	
普 通 会 計 部 門	教育部門	15	15		<参考> 人口1万人当たり職員数 82.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 125.10 人)
普 通 会 計 部 門	小 計	81	78	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.95 人)
公 営 企 業 等 部 門	水道	2	2		県後期高齢者医療広域連合派遣
	下水道	1	1		
	その他	4	5	1	
公 営 企 業 等 部 門	小 計	7	8	1	
合 計		88 [110]	86 [110]	-2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.96 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	9人	3人	5人	4人	14人	17人	9人	11人	9人	0人	86人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	63	62	63	62	66	63	0 (%)
教育	15	14	14	14	15	15	0 (%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計	78	76	77	76	81	78	0 (%)
公営企業等会計計	8	8	8	7	7	8	0 (%)
総合計	86	84	85	83	88	86	0 (%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。